

吉川市木造住宅耐震診断補助金交付規則

平成25年5月15日規則第25号

改正 令和4年3月30日規則第24号

(目的)

第1条 この規則は、地震による既存木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な住宅の整備を促進するため、耐震診断を実施する既存木造住宅の所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が定める耐震診断基準に基づく一般診断法（現場調査により診断を行う場合に限る。）又は精密診断法により建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 住宅 市内に所在する一戸建ての自己用木造の専用住宅、二世帯住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上が居住用のものに限る。）で、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 昭和56年5月31日以前の建築確認に基づき建築されたもの
 - イ 地上2階建て以下の住宅で在来軸組構法又は枠組壁工法により建築されたもの
 - ウ 事前に図面による簡易耐震診断を受け、その総合評価が1.0未満であるもの
 - エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反していないもの

(補助事業)

第3条 補助金の補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次の各号のいずれかに該当する建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（以下「建築士」という。）が住宅に対して実施する耐震診断とし、経費は当該耐震診断の経費とする。

- (1) 建築士法第23条第1項の規定による登録を受けている市内の建築士事務所に所属する建築士
- (2) 一般財団法人日本建築防災協会等が開催する木造住宅の耐震診断講習会若しくは都道府県の開催する木造住宅耐震診断講習会を受講し、受講終了証を受けた建築士で市長が耐震診断を行うことが適当と認めるもの

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、住宅一棟当たりの耐震診断に要した費用の額に3分の2を乗じて得た額と65,000円を比較して少ない方の額とする。この場合において、100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第5条 補助を受けることができる者は、住宅の所有者（個人に限る。）で補助金の交付申請時に市税を完納しているものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断を実施する前に、吉川市木造住宅耐震診断補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に耐震診断を受けようとする住宅に係る次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 所有証明書類
- (2) 建築年証明書類
- (3) 案内図
- (4) 耐震診断見積書

2 住宅の所有者が複数いる場合は、所有者のうちの1人が申請するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、交付申請書の提出があつた場合には、その内容を審査し、審査結果を吉川市木造住宅耐震診断補助金交付決定・却下通知書（様式第2号。以下「交付通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(実地調査)

第8条 市長は、必要と認めるときは、耐震改修等に係る状況について実地調査を行うことができる。

(実績報告)

第9条 補助金を交付する旨の決定が記載された交付通知書を受けた者（以下「交付決定通知者」という。）は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内に吉川市木造住宅耐震診断実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 診断資格者が作成した耐震診断報告書の写し
- (2) 耐震診断費用を支払った領収書の写し

(補助金額の確定)

第10条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、当該補助金の額を確定し、吉川市木造住宅耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第4号。以下「確定通知書」という。）により交付決定通知者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 確定通知書を受けた者は、補助金を請求するときは、吉川市木造住宅耐震診断補助金請求書（様式第5号。「以下請求書」という。）に必要な事項を記載の上、市長に提出するものとする。

2 前項の請求書には、確定通知書の写しを添付しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により請求書を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定通知者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたときは、吉川市木造住宅耐震診断補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により補助金の交付決定を取り消す。

（補助金の返還）

第13条 市長は、既に交付された補助金について、前条の規定による取消しをした場合は、吉川市木造住宅耐震診断補助金返還命令書（様式第7号）により補助金の返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）

第14条 補助金を受けた者は、補助事業に係る収支の状況を帳簿その他の証拠書類により整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿その他の証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月13日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。